

乙 第10号証

令和5年6月18日

陳 述 書

東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

警視庁

1 はじめに

私は、警視庁公安部外事第一課（以下「外事一課」といい、同課員を「外事一課員」といいます。）で勤務していた当時、この訴訟の原告である大川原化工機株式会社（以下「原告会社」といいます。）、大川原正明氏（以下「大川原氏」といいます。）、相嶋静夫氏（以下「亡相嶋氏」といいます。）及び島田順司氏（以下「島田氏」といいます。）に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件（以下「本件事件」といいます。）の捜査につき、噴霧乾燥器メーカー及びユーザー並びに有識者からの聴取、原告会社社員及び島田氏の取調べを担当しましたので、その状況等についてお話しします。

2 本件事件の捜査について

(1) 噴霧乾燥器メーカー及びユーザー、有識者からの聴取について

当時、本件事件については、外事一課 [] 警視及び [] 警部（以下「 [] 警部」といいます。）の捜査指揮の下、原告会社製の2種類の噴霧乾燥器（RL-5型という噴霧乾燥器を「RL-5」、L-8i型という噴霧乾燥器を「L-8i」といいます。）が規制要件である「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」に該当するかという点について捜査が行われました。

本件事件の捜査は平成29年5月頃から開始され、まず、国内の噴霧乾燥器メーカーやユーザー、有識者からの聴取が行われました。

私たちは、平成29年5月11日から平成30年2月5日までの間、 [] 株式会社をはじめとする複数の噴霧乾燥器メーカーやユーザーに対する聴取を行ったところ、いくつかの企業から、噴霧乾燥器内部に熱風を送り込むことで殺菌ができる旨、熱風は噴霧乾燥器内部に行き渡る旨を聴取しました。特に、 [] 株式会社からは、

噴霧乾燥器を空運転（液体等を噴霧せず、電気ヒーターを使用して乾燥室に熱風を送り込む運転のことです。）すれば、機器内部を殺菌できるため、経済産業大臣の許可を受けて輸出している旨を聴取しました。

また、私たちは、上記のほか、平成29年5月18日から同年12月22日までの間、[redacted] 大学校の [redacted] 教授（以下「[redacted] 教授」といいます。）、[redacted] 大学大学院 [redacted] 准教授（以下「[redacted] 准教授」といいます。）、[redacted] 大学 [redacted] 教授（以下「[redacted] 教授」といいます。）からの聴取を行ったところ、[redacted] 教授からは、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」には、「輸出貿易管理令の運用について」という経済産業省貿易経済協力局が発出している通達記載の「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」という規定が準用されることとなる旨、同教授、[redacted] 准教授及び [redacted] 教授から、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令2条の2第1項2号に記載されている細菌は全て毒性が強く、いずれも生物兵器に該当する旨、「殺菌」の対象は、これらの細菌のうち特定の細菌を全て殺して感染能力を失わせることである旨を聴取しました。

[redacted] 准教授の「殺菌」に関する見解について、本件訴訟において原告側が、「メモ」には「殺菌」に関する見解が記載されていないにもかかわらず、聴取結果報告書には「殺菌」に関する見解が記載されているため捏造であると主張していると、東京都の代理人から聞きましたが、[redacted] 准教授は、「殺菌」の対象について、特定の細菌を全て殺すことである旨の見解を述べており、[redacted] 教授と同じ見解を示したため、「メモ」に記載するのを省略し、聴取結果報告書には事実を記載したのであり、捏造したものではありません。なお、「メモ」は、聴取内容を網羅して記載するものではなく、聴取結果報告書等を作成する際の備忘として活用するため作成しているものであり、また、聴取した場合に必ず作成しているものでもありません。

また、私は、他の外事一課員が噴霧乾燥器ユーザーから、噴霧乾燥器内部に粉体が存在したまま洗浄しないで空運転をすると、乾燥室壁面に粉体が付着して何層にもなる可能性があり、その場合には乾熱が奥の層に伝わらないおそれがある旨を聴取していたため、粉体が付着した場合に乾熱により殺菌可能か否かについて、平成

29年12月4日、[redacted]准教授に電話で確認したところ、同准教授から、細菌の粒子が重なった状態で乾熱処理をした場合、芽胞を形成しない細菌（大腸菌等）については、100度程度の乾熱であれば、噴霧乾燥器内部に細菌が焦げ付いたとしても、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅する旨を聴取しました。

(2) RL-5及びL-8iの最低温となる箇所の聴取について

私は、他の外事一課員とともに、[redacted]株式会社（噴霧乾燥器の設備を含めたシステム設計や機器設置等を行うエンジニアリング会社）の技術営業部本部長から、RL-5及びL-8iを空運転した際に最低温となる箇所について、以下のとおり聴取をしています。

ア 平成30年3月12日、技術営業部本部長に対し、原告会社の製品カタログを見せながら、噴霧乾燥器の最低温となる箇所について聴取し、同本部長から、排風機後のほか、熱風が上昇する特性があることを考えると、サイクロンの下部（回収容器との接合部分）が低温になる可能性があり、理論上の考えであるが、温度測定するのであれば、「装置末端の排風機後の管」、「サイクロンの下部」、「バグフィルタの回収容器との接合部分」を測定すれば、装置内で最低温となる箇所が特定できるはずである旨を聴取しました。

イ 令和元年7月5日、技術営業部本部長に対し、L-8iの図面を見せながら、最低温箇所について聴取し、同本部長から、噴霧乾燥器で粉体を製造する際、乾燥室以降の過程においては温度を上げる装置がないため、噴霧乾燥器末端の排風機に向かうほど温度は低いと考えられるが、熱風は上部へと昇る特性があることも考慮すると、装置の下部に位置するサイクロン下部と製品容器との接合部分が、他の箇所と比べて温度が低くなることもあり得る旨、装置の構造上、これらの箇所より低温になりそうなどころはないため、理論上、装置内部で最低温となる箇所は、「装置末端の排風機後にあるダクト」又は「サイクロンの下部」である旨を聴取しました。

(3) 島田氏等に対する取調べ等について

私たち外事一課員は、平成30年10月3日に関係各所の搜索差押えを実施した後、大川原氏、亡相嶋氏及び島田氏のほか、原告会社社員の取調べを行いました。

私は、原告会社社員1名と島田氏の取調べを担当しました。

ア 原告会社社員の取調べ

私は、平成30年12月18日、原告会社のエンジニアリング部の社員1名の取調べを行ったところ、同社員は、噴霧乾燥器で菌を粉体化させた後、装置内部に残っ

た菌を死滅させる方法として噴霧乾燥器が発する熱風を装置内に送り込む方法が考えられる旨、空運転を長時間行えば、末端にまで相応の温度が行き渡るはずである旨、菌は生き物であるため機器内部を乾燥させながら末端まで100度程度になるようにして一定時間運転すれば、大腸菌であれば殺菌できるはずである旨、原告会社製の噴霧乾燥器は乾熱の方法により定置した状態で内部に残存する特定の菌を死滅することができ、規制要件に該当するので輸出規制貨物と言えると思う旨、原告会社の輸出管理体制は杜撰であると思う旨を供述しました。

イ 島田氏の任意の取調べ

(ア) 私は、平成30年12月11日から令和2年2月10日までの間、島田氏の任意の取調べを行ったところ、島田氏は、噴霧乾燥器を運転させて熱風を装置内に送り込むことで一般的な細菌が死滅すると考えていた旨、規制条件を広範囲にさせないために経済産業省に対して働きかけていた旨、RL-5について乾熱により殺菌できるものとして規制要件に該当すると判定しなければならなかった旨を供述したため、それらの供述を録取した供述調書を作成しました。

私は、島田氏の供述調書を作成する際、本件事件に係る供述内容が多岐に及ぶ上、取調べの初期の段階において、島田氏の供述が客観的事実と矛盾することが多かったことから、まずは島田氏の供述を白紙に印字した上で、印字した供述内容を閲覧させて確認させながら島田氏から更なる聴取を行って、島田氏の認識を確認し、一通り供述内容の確認が終了した段階で、島田氏と確認した供述内容を供述調書に録取し、島田氏に対して、その内容を読み聞かせた上、供述調書を閲覧させるという方法で取調べを行っていました。私は、このようにして島田氏の供述を供述調書に録取して作成していた上、島田氏は供述調書を閲覧する際にも1枚1枚読んで各葉の欄外に指印していたので、その内容に納得していたものと認識しています。

(イ) 私は、取調べ中に島田氏からペンの借用の申し出があった際に、申し出に応じなかったことがあります。ペン等の先端が鋭利な物品は凶器となり得るものであり、通常取調べにおいても机の上にむやみに置かないようにし、供述調書に署名する場合など必要な場合を除いて貸与しないようにしていたため、島田氏にも同様の対応をしました。また、島田氏にペンを貸与した際は、その動静に注意を払っていました。

なお、私は、供述調書への署名のために島田氏にペンを貸し出す際以外は、背

広又はワイシャツの胸ポケットにペンを入れており、私自身がペンを使用する際は一時的に机上にペンを置くことはありましたが、その際は、島田氏が手を伸ばしてもすぐに届かない位置にペンを置くなどして、取調べ中の自傷行為や受傷事故防止に配慮をしていました。

(ウ) 島田氏は、取調べにおいて、C I P機能付きの噴霧乾燥器が規制要件に該当すると考えていた旨、C I S T E Cのガイダンスに従って非該当と判断した旨、乾熱殺菌を一切発想したことがなかった旨を供述する一方、噴霧乾燥器の規制が開始される前に経済産業省から「殺菌」の方法にあらゆる方法が含まれると伝えられていた旨、原告会社として該非判定をせずに輸出管理が杜撰であった旨、噴霧乾燥器を空焚きすれば装置内部を殺菌できることは当たり前である旨、警察の捜索が入るまで大川原氏や亡相嶋氏がC I P機能付きが該当するとは一言も言っていなかった旨を述べ、明らかに客観的事実と矛盾する供述をしており、不自然であったため、私は、島田氏に対し、客観的事実と矛盾している供述であることが明らかであるにもかかわらず、これを供述調書に録取することはできない旨を説明し、島田氏はこれに納得した上で、上記以外の島田氏の供述を録取した供述調書に誤りがないことを1枚1枚確認して各葉の欄外に指印し、供述調書の末尾に署名指印しました。

(エ) なお、私は、取調べ中、島田氏に対して、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていた旨を告げたところ、島田氏からその詳細な内容を確認されたため、詳細については捜査中である旨を伝えておりますが、虚偽を述べたものではありませんし、捜査中であったためその旨を述べたものです。

また、島田氏が、発言した内容を供述調書にしてもらえないなら協力したくない旨を述べたことがあり、私は、島田氏に対して、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が述べたことを一言一句そのまま書類に記載するものではない旨を説明した事実はありますが、島田氏の供述を供述調書に録取しないことを述べたものではありませんし、島田氏の供述をそのまま供述調書に録取しており、上記のとおり、島田氏は、供述調書の内容に誤りがないことを1枚1枚確認して、署名や指印をしています。

そのほか、私は、取調べの中で島田氏に対し、「過去の不正輸出の事例ではほとんどが逮捕されていますけど、島田さんは輸出規制の担当者、責任者として自

分はどのように考えていますか。」などと過去の事実を伝えて島田氏の責任者としての見解を問い質したり、島田氏が供述をはぐらかしたり正対しない供述をしたため「セイシンの植田さんみたいになりたいんですか。」と向けたことはありますが、いずれも取調官として真実をありのまま供述してもらいたいという思いで説得を尽くしたものです。

ウ 島田氏の弁解録取

私は、令和2年3月11日、島田氏の逮捕後、島田氏に弁解の機会を与えたところ、自分の意思に反して供述する必要がないことは理解している旨、逮捕状記載の被疑事実の要旨に間違いのない旨などを述べたので、任意の取調べのときと同様に、島田氏の弁解を白紙に印字して島田氏に内容を確認させたところ、大川原氏と亡相嶋氏から非該当で輸出すると指示されたという箇所を削除するよう求めてきました。

私は、島田氏が被疑事実に間違いのないことを述べていた上、これまでの取調べにおいて、大川原氏と亡相嶋氏と島田氏の3人で非該当で輸出する方針を決めたと島田氏が供述していたため、島田氏に対し、大川原氏と亡相嶋氏の下承なく島田氏だけで方針を決めることは考えられないのではないかと申し向けました。すると、島田氏は、「納得いかないが、確かにそれはそうです。」などと述べたため、私は、島田氏が私の説明に納得したものと認識し、印字した内容を弁解録取書に転記した上で（以下、最初に作成した弁解録取書を「弁解録取書①」といいます。）、弁解録取書①を閲覧させたところ、誤りのないことを申し立てて署名及び指印しました。

その後、弁解録取書①を見ていた島田氏は、突然、弁解録取書①の内容が違う旨を述べたので、私は何が違うのか質問したところ、大川原氏及び亡相嶋氏と「非該当で輸出する」と決めただけではない旨、弁解録取書①をなかったことにしてほしい旨を述べました。

そのため、私は、改めて島田氏から弁解を録取したところ、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋幹夫から指示された『非該当で輸出する。』との方針に基づき」という箇所を削除すれば納得できる旨を述べたため、弁解録取書①からその箇所を削除した弁解録取書（以下「弁解録取書②」といいます。）を作成してその内容を確認させたところ、島田氏は、「はい、これで大丈夫です。」と述べ、弁解録取書②に署名指印しました。

島田氏は、弁解録取書②を作成後も「先ほどの書類（弁解録取書①）はなかった

ことにしてください。」などと述べたため、私は、弁解録取書①を二つ折りにし、取調べ室机上に置いていた不要文書用の茶箱に入れました。

その後、私は、弁解録取書①について、弁解録取書②を作成したため、送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断してしまいました。

島田氏の弁解録取から2週間くらい経過した頃、 警部から、弁解録取書①を裁断した経緯について報告書を作成するよう指示を受け、被疑者弁解録取状況報告書を作成しました。

エ 島田氏の逮捕後の取調べ

私は、島田氏の弁解録取に引き続き、取調べを実施したところ、島田氏は、経済産業省から、乾熱等のあらゆる方法による「滅菌又は殺菌をすることができるもの」という条件が示されたことから、原告会社製の噴霧乾燥器が規制に該当してしまうという不安な気持ちになったことや、輸出規制該当性を懸念しながら、RL-5を無許可で輸出したことに間違いのないことなどを供述しました。

なお、島田氏は、逮捕日以降の取調べから黙秘しました。